

第15章 まとめ

1. 調査結果の概要

(1) 緑被率 緑被率は21.84%

今回調査では緑被率は21.84%であった。前回と比べ0.93ポイントの増加である。しかし樹木被覆率は0.55ポイント減少しており、区全域で樹木被覆地の減少が確認された。緑被地の減少理由として、宅地開発によって屋敷林などの樹林地の消失が起きていることが分かる。

(2) 樹木 樹木本数は2,987本増加して36,099本

樹木本数は区全体で36,099本が確認された。前回調査からは2,987本の増加であるが、直径30~40cm未満のものは525本減少している。樹木の生長や新たな対象樹木の追加により全体本数は増加しているが、樹径の小さいものが減少していることから、伐採等による消失がかなりあると推察される。また、つる性樹木は79箇所が確認された。

(3) 樹林 300㎡以上の樹林は1,145箇所、面積177.53ha

樹林の多くは公園にあるが、社寺林や屋敷林などの私的樹林も全体の約53%を占めている。前回調査からは樹林の定義が異なるが、同様な条件で樹林を集計した場合、17.90haの減少であった。公園や学校の樹林は、公園の新設や樹木の生長によって、面積は増加しているが、屋敷林や社寺林などの私有地の樹林は減少傾向にある。

(4) 接道部 接道部緑化率は23.03%

私道を含む区内の道路の接道部緑化率は23.03%で、前回調査からは3.53ポイントの増加であった。接道部緑化のうち約65%が植込・植樹帯で、生垣は約20%であった。建物や出入口などにより緑化が困難な箇所は接道部全体の約46%を占めていた。

(5) 道路内植栽 国道・都道の道路緑化率は高く、区道は低い

私道を除いた区全体の道路緑化率は、高木植栽では国道が35.8%、都道が47.7%、区道が2.3%であった。中・低木植栽では国道36.9%、都道35.3%、区道2.8%であった。

(6) 壁面緑化 壁面緑化は 272 箇所、8,199.9 m²

壁面緑化は、272 箇所、8,199.9 m²確認された。前回調査からは 126 箇所、42.6 m²の増加であった。壁面緑化の中には区立小学校のヘチマ等による比較的規模の大きい壁面緑化も見られた。

(7) 屋上緑化 屋上緑化は 882 箇所、面積で 35,015 m²

区全体の屋上緑化箇所は 882 箇所と前回調査から 220 箇所の増加で、面積も 21,710 m²増えて 35,015 m²となった。開発による建物や学校等に比較的面積の大きい屋上緑化が確認された。

(8) 主要施設の緑化状況 調査施設緑化率は 27.99%

調査対象施設の緑化率は 27.99%であった。社寺境内地の緑化率が最も高く 49.75%で、グラウンドが 48.80%であった。公共施設全体の緑化率は 22.00%で、児童・高齢者施設、社会教育・体育施設で緑化率が高い傾向にあった。

(9) 緑視率 平均緑視率は 20.79%

区全体 70 箇所の平均緑視率は 20.79%であった。最も緑視率の高い地点は高井戸東ゾーンの 74.35%であった。緑化余地が少なく接道部緑化が難しい商業地では緑視率も低く、住宅では生垣だけではなく高木があることで緑視率は高くなっている。

(10) 緑視域 緑視域率は 30.82%

今回の緑視域調査では実際の樹木高さや建物高さを用いて緑視域を求めた。その結果緑視域率は 30.82%であった。緑視域面積が大きいゾーンでは、緑視域の対象となる高木が地域全体に分布していること、視界を遮るような高い建物が少ないことが挙げられる。最も緑視域率が高かったのは上井草ゾーンで 47.14%であった。

(11) 緑地 区全体の緑地面積は 622.21ha

区全体の緑地面積は 622.21ha で、都市施設とする緑地（公園緑地）が 108.01ha、制度上安定した緑地（法的に位置付けられた緑地等）が 144.76ha、社会通念上安定した緑地（社寺境内地等）が 77.29ha、その他の緑地が 292.15ha であった。緑地率は全体で 18.29%であった。

(12) みどり率調査 区全体のみどり率は22.92%

みどり率は緑被率に公園内の緑で覆われていない面積と河川等の水面面積を加算した面積が区域面積に占める割合であり、区全体では22.92%であった。前回調査からは0.64ポイントの増加であった。前回調査からの5年間に公園面積が約12ha増加しており、緑被率も上がっていることからみどり率も増加した。

2. 区民意向調査結果を踏まえて

第8回目となる今回のみどりの実態調査では、緑被率、樹木本数、接道部緑化率などで増加がみられた。緑被率の増加は主に草地面積の増加であり、樹木被覆地は減少していることが分かった。

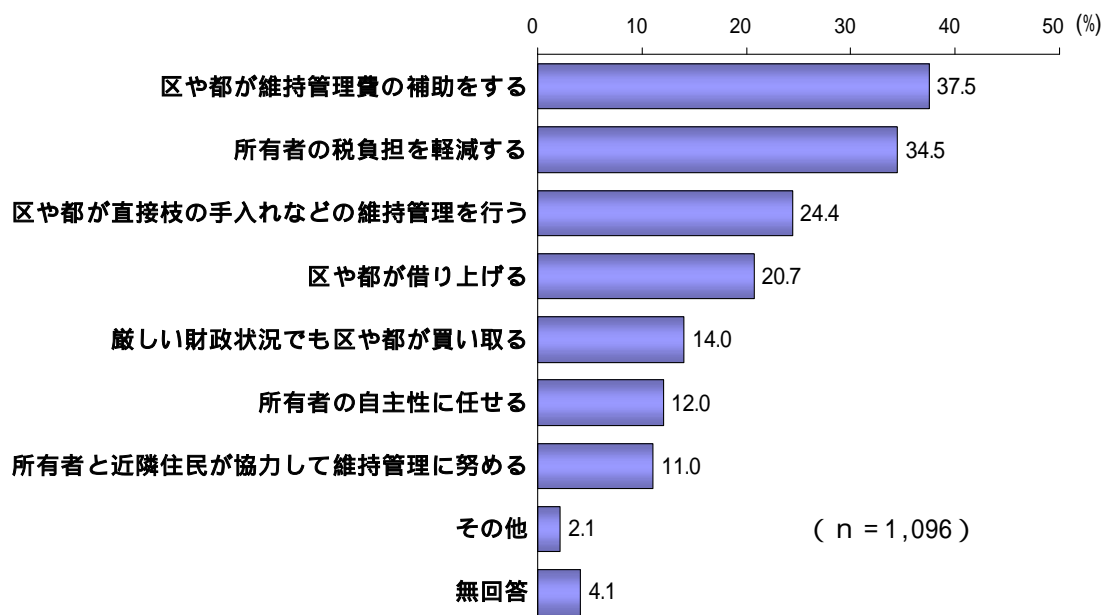
住宅都市である杉並区は、一般住宅地の庭などから成る小規模な緑地も、緑地を構成する重要な要素である。一方で昔から続く武蔵野の屋敷林や、社寺林も本区のみどりを特徴づける貴重な緑地となっている。屋敷林や社寺林は一度消滅してしまうと、再現することはほとんど不可能である。条例に基づく保護樹林に多くの屋敷林や社寺林が指定されてはいるが、保護樹林指定されていても樹林の消失は起きており、どのようにしてこれらの貴重な自然的環境である樹林地を保護していくかが、重要な課題であるといえる。

平成19年10月に行われた「第39回杉並区区民意向調査 区政に関する意識と実態」の中で、「武蔵野の屋敷林」について調査が行われた。調査結果は以下に示すとおりである。

1. 屋敷林を残すための方法

屋敷林を残すための方法を聞いたところ、「区や都が維持管理費の補助をする」(37.5%)と「所有者の税負担を軽減する」(34.5%)の2つが3割台で高く、「区や都が直接枝の手入れなどの維持管理を行う」(24.4%)と「区や都が借り上げる」(20.7%)が2割台となっている。(図15-1)

図15-1 屋敷林を残すための方法(複数回答)

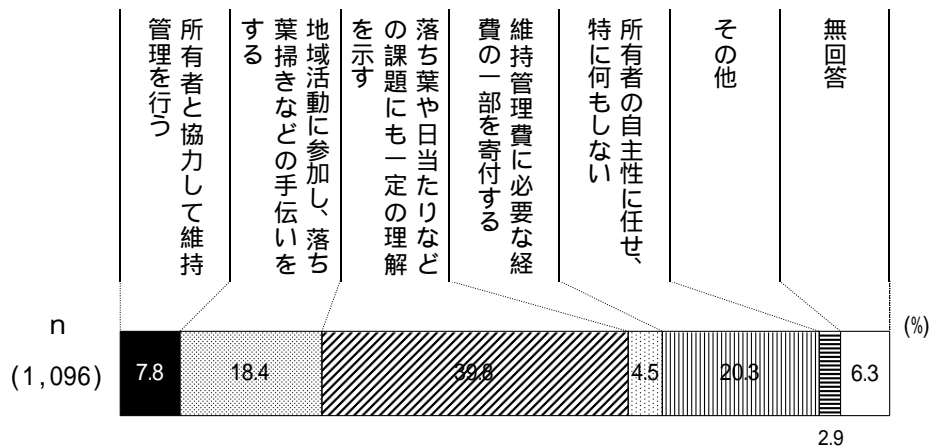


2. 屋敷林を残すためにできること

屋敷林を残すためにできることを聞いたところ、「落ち葉や日当たりなどの課題にも一定の理解を示す」(39.8%)が4割で特に高く、「所有者の自主性に任せ、特に何もしない」(20.3%)と「地域活動に参加し、落ち葉掃きなどの手伝いをする」(18.4%)が2割前後でこれに次いでいる。

(図15-2)

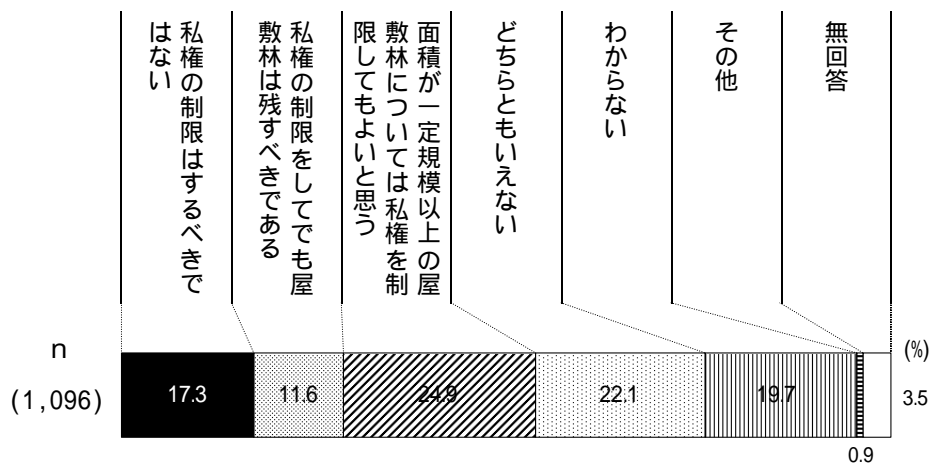
図15-2 屋敷林を残すためにできること



3. 私権の制限をすべきか

屋敷林を残すために私権の制限をすべきか聞いたところ、「面積が一定規模以上の屋敷林については私権を制限してもよいと思う」(24.9%)が最も高いものの、「どちらともいえない」(22.1%)や「わからない」(19.7%)も高くなっている。(図15-3)

図15-3 私権の制限をすべきか



屋敷林は日常の維持管理に費用と手間がかかる上に、相続が発生した際の税負担が大きいため消失する傾向にある。対抗する方法としては、環境や歴史性など緑地としての重要度が非常に高い屋敷林については、大宮八幡宮の社寺林のように特別緑地保全地区に指定するなど私権の制限をかける方法や、公有地化するなどが考えられる。しかし現存する全ての屋敷林を、このような方法で保護していくには限界があり、現状では屋敷林の所有者をはじめとした区民の理解と協力が不可欠であるといえる。